

あなたの暮らしを支えます

母子福祉

児童扶養手当

受給資格

①受給者となるための要件

父親と生計を同じくしていない児童を監護している母親または母親に代わって養育している人に対して児童扶養手当が支払われます。

ただし、老齢福祉年金以外の国民年金、恩給、厚生年金などの公的年金受給者は対象になりません。

②手当支給の対象となる児童

18歳未満の児童（年度内有効）または20歳未満で一定以上の障害のある児童で次のア～クのいずれかに該当する人

ア 父母が婚姻を解消した児童

イ 父母が死亡した児童

ウ 父親が障害の状態にある児童

エ 父親の生死が明らかで

ない児童

オ 父親が引き続き1年以上遺棄している児童

カ 父親が引き続き1年以上拘禁されている児童

キ 母親が婚姻によらないで懐妊した児童

ク 父母とも不明である児童

所得制限

前年分の本人および扶養義務者などの所得が一定額以上の人は、支給が停止されます。

手当の支給

手当は、認定請求した日の翌月分から支給され、年3回（4月、8月、12月）前月分までが支給されます。

現況届

（毎年8月1日～8月31日）

手当受給者は、毎年8月に前年分の所得などに関する現況届を提出してください。（該当者の方には後日お知らせします。）

2年間現況届を提出しないと受給資格がなくなりま

すので注意してください。

申請手続き

申請書、戸籍謄本、所得証明、診断書などの提出が必要で

手当月額

（平成20年4月1日現在）

◆児童一人の場合

全部支給額 4万1720円

一部支給額

4万1710円～9850円

◆児童2人目の場合

5000円加算

◆児童3人目からの場合

3000円ずつ加算

支給額の改定

①手当額は物価変動に応じて毎年4月に改定されます。

②支給期間5年（または支給要件該当から7年）を経過したときは、手当の2分の1が支給停止となる場合があります。

就業しているなどの要件を満たしている人は、届出に

より除外されます。

問い合わせ先

市役所社会福祉課庶務係

☎242111（内線184）

☎242111（内線184）

長浜支所市民福祉課

☎11111（内線29）

脇川支所市民福祉課

☎2311（内線226）

河辺支所市民福祉課

☎2111（内線153）

在宅福祉

特別児童扶養手当

受給資格者

一定以上の障害のある児童（20歳未満）を扶養する父母または父母に代わってその児童を養育している人

支給要件

①障害児（20歳未満）が年金を受給していないこと

②障害児（20歳未満）が施設入所していないこと

支給制限

前年の所得が基準額を上回る場合は、8月から翌年7月まで支給が停止されます。

手当月額

（障害程度により異なる）

①1級 5万750円

②2級 3万3800円

手当の支給

毎年4、8、12月の3期に分けて、前月分までが支給

されます。

受給資格者

重度障害者（20歳以上）であって、日常生活において常時特別の介護を必要とする人

支給要件

①重度障害児（20歳未満）が年金を受給していないこと

特別障害者手当

受給資格者

重度障害者（20歳以上）であって、日常生活において常時特別の介護を必要とする人

支給要件

重度障害者（20歳以上）が施設入所または入院（3カ月超）していないこと

支給制限

前年の所得が基準額を上回る場合は、8月から翌年7月までの支給が停止されます。

手当月額 2万6440円

手当の支給

毎年2、5、8、11月の4期に分けて、前月分までが支給されます。

受給資格者

重度障害児（20歳未満）であって、日常生活において常時の介護を必要とする人

支給要件

①重度障害児（20歳未満）が年金を受給していないこと

②障害児（20歳未満）が施設入所していないこと

支給制限

前年の所得が基準額を上回る場合は、8月から翌年7月まで支給が停止されます。

手当月額

（障害程度により異なる）

①1級 5万750円

②2級 3万3800円

手当の支給

毎年4、8、12月の3期に分けて、前月分までが支給

されます。

受給資格者

重度障害者（20歳以上）であって、日常生活において常時特別の介護を必要とする人

支給要件

①重度障害児（20歳未満）が年金を受給していないこと

②障害児（20歳未満）が施設入所していないこと

国民年金保険料の免除制度

②重度障害児（20歳未満）が
施設入所していないこと
支給制限

前年の所得が基準を上回る
場合は、8月から翌年7月
までの支給が停止されます。
手当月額 1万4380円
手当の支給
毎年2、5、8、11月の
4期に分けて、前月分まで
が支給されます。

毎年、届出が必要です！

特別児童扶養手当、特別
障害者手当、障害児福祉手
当の受給者は、毎年必ず定
められた期限内に所得状況
などの現況を届け出なけれ
ばなりません。

問い合わせ先

市役所高齢福祉課障害福祉係
☎24-2111（内線173）
長浜支所市民福祉課
☎52-1111（内線21）
肱川支所市民福祉課
☎34-2311（内線226）
河辺支所市民福祉課
☎39-2111（内線152）

国民年金保険料の免除制度があります

経済的な理由などで国民年金保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される「保険料免除制度」があります。

全額免除制度

保険料の全額14,410円（平成20年度の保険料額）が免除

全額免除された期間は、保険料を全額納付したときと比べ、年金額が1/3として計算されます。

一部納付（一部免除）制度

保険料の一部を納付、残りの保険料を免除

一部納付は3種類です。それぞれの納付額（平成20年度保険料額）と年金額の計算は次のとおりです。

- ・ 4分の1納付（3,600円）→ 年金額1/2
- ・ 半額納付（7,210円）→ 年金額2/3
- ・ 4分の3納付（10,810円）→ 年金額5/6

全額免除・一部納付（一部免除）制度には、それぞれ所得の基準があり、基準の範囲内であることが必要です。（申請者ご本人のほか、配偶者及び世帯主の方も所得基準の範囲内であることが必要です。）

一部納付（一部免除）制度は、納付すべき一部の保険料を納付されない場合、その期間の一部免除が無効（未納と同じ）となるためご注意ください。

保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金を受け取ることができなくなったり、いざというときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができない場合がありますので、必ず保険料を収めるか、納めることが難しい方は「保険料免除制度」の申請をしましょう。

【問い合わせ先】

市役所市民課市民第4係 ☎24-2111（内線111）
長浜支所市民福祉課 ☎52-1111（内線29）
肱川支所市民福祉課 ☎34-2311（内線223）
河辺支所市民福祉課 ☎39-2111（内線152）

景観計画素案の公表

Ⅱ 肱南地区を中心に計画区域を設定Ⅱ

平成18年以来策定を進めてきた「景観計画」の素案を公表します。

この素案は、民間委員14人で編成される「大洲市景観検討委員会（委員長Ⅱ愛媛大学法文学部・本田博利教授）」での7回におよぶ検討協議を中心に、平成19年度中に開催した地元説明会で寄せられた意見などを基に構成したものです。

今後は、パブリックコメント制度（意見公募手続制度）にのっとり、市民の皆さんから、素案に関するご意見をいただき、再度、説明会も開催しながら内容の再検討を行い、本年度末の三月議会を目標に景観条例案を提案したいと考えています。

なお、条例が制定され、周知期間を経て施行されると、以下に説明する「景観計画区域」の中では、建物などを新築したり、改築したりする際に、新たな手続きと規制が発生します。

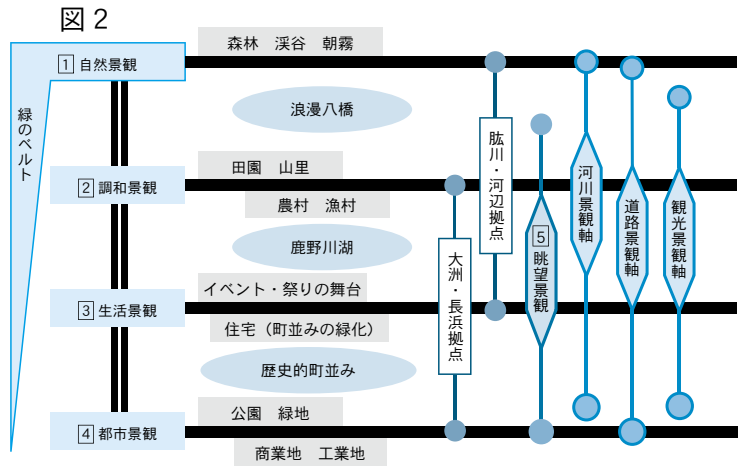
素案の概要

まず、景観を考えていく上で、その要素を図1のように五種類に区分し、それらをつなぐ軸線や拠点について整理しました。そして、それぞれの持つ意味を明確にした上で、これらの要素がどのように絡み合っているのか整理したものが、図2と図3です。

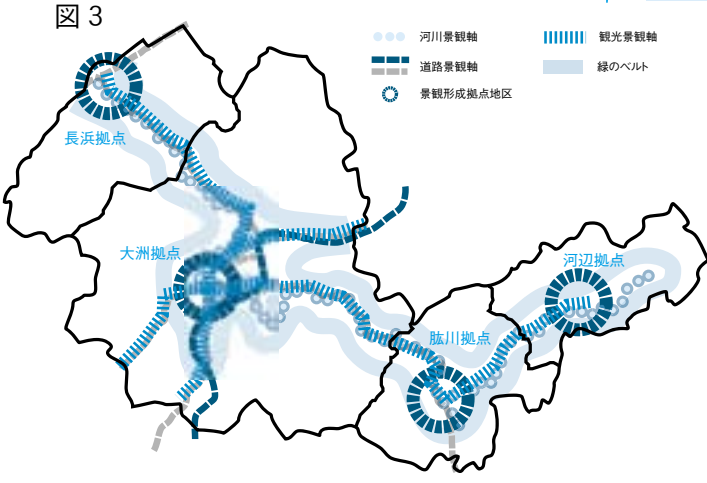
以前にもご紹介したように「景観」という言葉の中には、単に「目に見える景色」だけでなく、「その地域の文化や歴史」すなわち「現在の町の風景を形づくってきた風土」や、「そこで暮らす人々の想いや日々の営みそのもの」も含まれています。

図1

1 自然景観	海・山・川・森など自然の資源が織り成す景観
2 調和景観	自然景観の中で人々の営み（構造物）がアクセントを成す景観
3 生活景観	歴史・風土（自然景観）を借景として、生活者が主体となって織り成す景観
4 都市景観	市街地の中で、人工物の連続性や公園・広場等の人工的な緑が織り成す景観
5 眺望景観	象徴的な自然・人工物を望む景観
河川景観軸	肱川等中核的河川沿いに展開する景観
道路景観軸	市内・外、及び市内の拠点を結ぶ主たる道路沿いに展開する景観
観光景観軸	観光振興上で連結されるルート沿いに展開する景観
景観形成拠点	上記の軸上にあり、特に個性的景観資源に恵まれた、拠点性の高い地域



「景観計画」の中で定められる「景観計画区域」においては、個性的で美しい景観を保全・創造していくための基準を設けて、建築行為などに規制を加えていくことになります。今回の素案において



は、大洲市の中でも、おはなはん通りを中心とした町並みの保全や、天守閣の復元事業などを実施してきた肱南地区を中心に、この計画区域を設定していく方向で取りまとめを行いました。次のページに示した図5が、現在調整中の景観計画区域です。この区域の中には、更に5種類の細分化された区域として区分され、それぞれの区域の景観特性に配慮しながら、景観を作る上での基準を整理しました。

景観計画素案の公表

図4

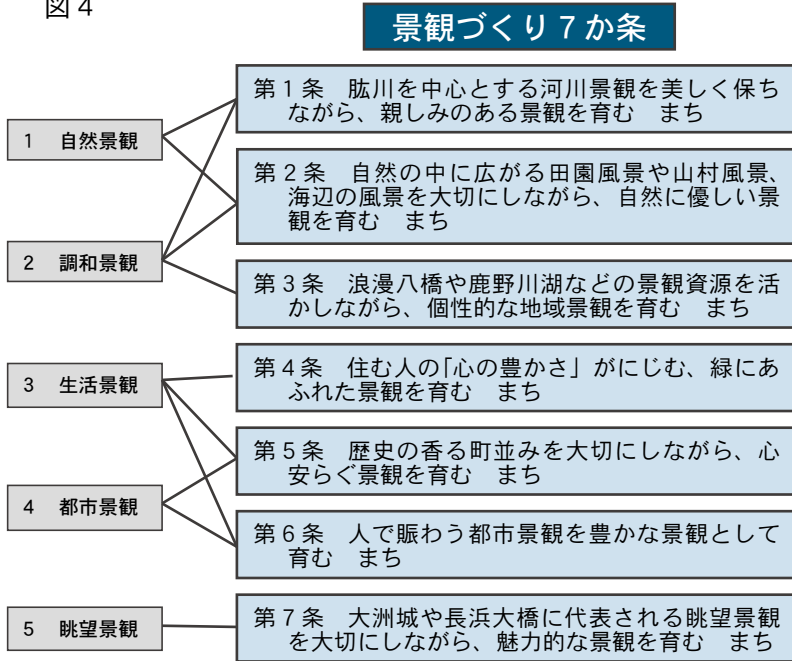
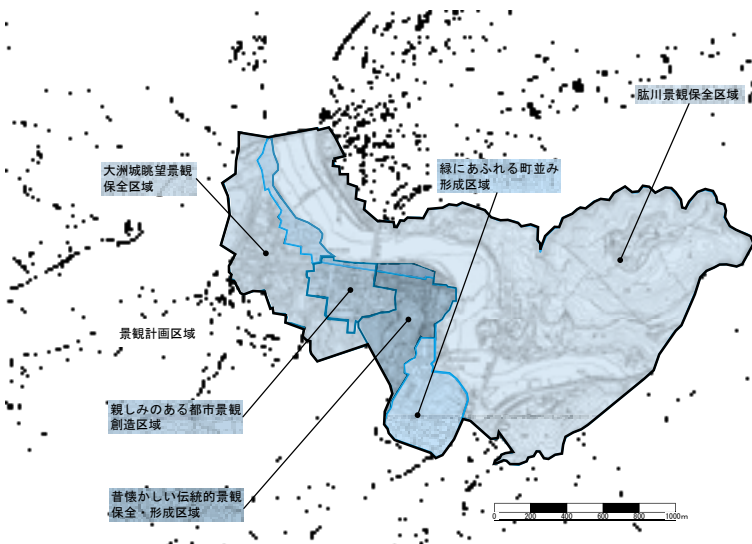


図5



また、市民・行政・事業者が協力して美しい景観を育てていくためには、共通の目標を掲げていなければなりません。このため、計画素案においては、先に整理した景観の要素に配慮しながら、全市的地域から、7項目からなる目標「景観づくり7か条(図4)」を掲げることになりました。そして、「大洲拠点」においては、この7項目から更に5項目を選定して加工し、5つの目標(図6)として整理しました。

このような設定に基づき、景観計画区域においては、より具体的で、より詳細な基準を設けて、景観の育成に努めていくわけですが、その詳細な内容については、かなりの分量になりますので、今回この紙面上で掲載することができません。

素案の閲覧

計画書の素案を、市役所本庁都市整備課ほか、各支所の建設農林課にも配置し、7月1日(火)から8月29日(金)までの期間、市民の皆様からのご意見を頂きたいと思っております。

どうぞ、積極的に閲覧いただき、事務局あてにご意見をお寄せください。提出方法については、様式は問いません。

ので、住所・氏名・連絡先電話番号を明記の上、素案についての意見をわかりやすくまとめた形で、郵送(メール・FAXも可)にてご提案ください。

なお、素案は、公式ホームページにも掲示いたします。

図6

「景観づくり7か条」より

- 第1条 肱川を中心とする河川景観を美しく保ちながら、親しみのある景観を育む まち
- 第4条 住む人の「心の豊かさ」がにじむ、緑にあふれた景観を育む まち
- 第5条 歴史の香る町並みを大切にしながら、心安らぐ景観を育む まち
- 第6条 人で賑わう都市景観を豊かな景観として育む まち
- 第7条 大洲城や長浜大橋に代表される眺望景観を大切にしながら、魅力的な景観を育む まち

大洲拠点の目標5項目

- 1 肱川を中心に置く景観を美しく保ちながら、親しみのある景観を育む
- 2 住民の活力で、町並みの中に、緑にあふれた景観を育む
- 3 歴史の香る町並みを大切にしながら、住む人にも、来る人にも優しい景観を育む
- 4 活力にあふれた、豊かで美しい都市景観を育む
- 5 大洲城を望む眺望景観を大切にしながら、魅力的な景観を育む

※ 景観計画素案に関する説明会は、7月から8月にかけて、順次実施していく予定です。日程が確定しましたら、地区回覧等でお知らせしますので、積極的にご参加ください。

※ 計画素案の閲覧時間は、執務時間内(午前8時30分～午後5時30分、ただし正午～午後1時を除く)とさせていただきます。

【事務局】
 市役所都市整備課
 担当 課長補佐・武田
 〒795-8601
 大洲市大洲690の1
 FAX 24 1719 (直通)
 24 1736
 E-mail: toshisei@city.ozu.chime.jp

おめでとうございます

功績が高く評価され、受章された皆様をご紹介します。



旭日小綬章

久保田仁之さん

(現 愛媛県商工会連合会会長 肱川町山鳥坂)

長きにわたり、県下商工業者の発展と地域経済の振興に尽力された功績により受章されました。



旭日双光章

向井 猛さん

(元河辺村議会議員 河辺町植松)

長きにわたり河辺村議会議員として、地方自治の発展に貢献された功績により受章されました。



瑞宝双光章

池田 利徳さん

(元大洲市消防団団長 新谷町)

長きにわたり地域の消防活動に貢献された功績により受章されました。



瑞宝双光章

佐々木恒憲さん

(元四国地方建設局用地部用地調整官 徳森)

長きにわたり建設行政に尽力された功績により受章されました。



瑞宝単光章

増田 清繁さん

(元総務事務官 成能)

長きにわたり郵政業務に尽力された功績により受章されました。



瑞宝双光章

矢野佳次男さん

(元公立中学校校長 大洲)

長きにわたり学校教育に尽力された功績により受章されました。

おおずの女性

平成20年度 おおず女性塾第1回学習会

〜輝いて〜

Vol.42

〜認知症の

介護について〜

おおず女性塾では、5月15日に「認知症の介護について」をテーマに学習会を開催し、認知症に対する理解を深めました。

いつ自分や家族や知り合いが認知症になるかはわかりません。ですから、他人ごととして無関心でいるのではなく、地域や職場などで認知症の方と、その家族や介護者を「温かい目」と「おもいやり」を持って接し、見守ることが大切なのだと思います。

学習会では、市役所高齢福祉課の職員から、認知症の症状についての説明があり、次に認知症の症状とその支援についての説明などがありました。症状には個人差があり、周囲の方が気付くのはもちろんですが、その症状が表れた時に一番に気付くのは本人だそうです。家族の方をはじめ、周囲の方も戸惑いますが、一番に悩み苦しむのは本人だという事を学びました。

認知症はだれでもなる可能性のある病気であり、

【問い合わせ先】
市役所企画調整課

男女共同参画係

☎242111

(内線522、524)

